

京都市上下水道企業管理規程第26号

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成18年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を改正する規程
京都市水道料金等の領収証等に関する規程の一部を次のように改正する。
第3条第5項中「ものであって、疏水事務所における土地の使用料及び
疏水の水の使用料を除く」を削る。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部営業課)